

事 務 連 絡
令和3年(2021年)4月16日

関係建設業団体 ご担当者 様

山口県土木建築部監理課建設班長

経営事項審査に係る審査項目について (事務連絡)

このことについては、令和3年4月1日付け監理第18号でお知らせしたところですが、「建設業法施行規則」と「経営事項審査の事務取扱い」において下記1のとおり内容に相違があることから、国土交通省に確認したところ、下記2が正しいので申請の際にはご留意願います。

また、修正内容については、監理課ホームページに掲載している申請要領にも反映しております。

なお、建設業法施行規則については、当面の間改正されないとのことですので、念のため申し添えます。

記

1 相違点

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目における、「控除対象者」の定義

①建設業法施行規則 [様式第二十五号の十一 別紙三 記載要領 23]

「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

[正解]

②経営事項審査の事務取扱い [I3その他の審査項目について(10)-ト]

控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

2 対応

②の考え方に基づき審査する。

監理課建設業班
TEL 083-933-3629
FAX 083-925-8862